

# 玄海みらい学園姉妹校交流推進業務委託公募型プロポーザル実施要領

## 1 目的

本要領は、本町の「令和8年度 玄海みらい学園姉妹校交流推進業務委託」を実施するにあたり、当該業務委託の履行に最も適した契約の相手方となる業者を選定するため、公募型プロポーザルの実施に必要な事項を定めるものとする。

## 2 業務委託の概要

- (1) 委託名 令和8年度 玄海みらい学園姉妹校交流推進業務委託
- (2) 業務目的 本業務は、玄海みらい学園の姉妹校であるオーストラリアのコロワルスクールとの学校交流やホームステイを通じ、生徒が生きた英語の習得やその国の伝統及び自然・文化等の理解を深め、玄海町の将来を担う国際感覚豊かな人材の育成を目的とする。
- (3) 内容 別紙仕様書のとおり
- (4) 委託期間 契約締結の日から令和8年9月30日まで
- (5) 契約上限額 総額 7,197,600円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

## 3 選定・評価形式

- (1) 選定方式 公募型プロポーザル方式
- (2) 評価方式 提案書、プレゼンテーションおよび見積価格による総合評価方式

※プロポーザル参加者が1事業者である場合においても、上記方式による評価を行う。なお、選考の結果、提案が一定の基準に満たないと判断された場合には、委託予定事業者の決定を行わない場合がある。

## 4 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる事項をすべて満たしている者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること、及び同条第2項の規定による措置を現に受けていない者のほか、次の要件に該当しない者であること。
- ア 会社更生法（平成14年法律第154号）の適用を申請した後、同法に基づく裁判所からの更正手続開始決定がされていないこと。
- イ 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請した後、同法に基づく裁判所からの更正手続開始決定がされていないこと。
- (2) 佐賀県、玄海町等から本件業務の実施場所を含む区域を措置対象区域とする指名停止を受け

ている期間中でないこと。

(3) 国内において同種業務を現に実施していること。

(4) 自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者でないこと。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）

第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

(5) 前項の（イ）及び（ウ）に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人でないこと。

## 5 参加申請書の提出

本プロポーザルに参加しようとする者は、次の事項のとおり、プロポーザル参加申請書等を提出するものとする。

(1) 募集方法 町ホームページで公募する

(2) 提出書類 別記 提出書類一覧のとおり

(3) 提出部数 A4 フラットファイル、表紙に会社名、業務名を記載し、正本1部、副本（コピー可）7部提出

(4) 提出期限 告示日から令和8年2月27日（金）まで（提出書類1～9）

※提出書類10～12については令和8年3月10日（火）まで

(5) 提出方法 持参又は郵送 ※提出期限の17時までに必着

(6) 提出先 玄海町教育委員会 教育課

〒847-1422 佐賀県東松浦郡玄海町大字新田1809番地6

TEL：0955-80-0233 FAX：0955-80-0235

<別記> 提出書類一覧

	提出書類	適用
1	参加申請書（様式1）	
2	会社概要	・パンフレット等でも可、様式任意
3	法人の登記簿謄本 又は登記事項証明書	・発行日から3か月以内のもの。写し可。 ・登記事項証明書は履歴事項全部証明書を提出すること。
4	定款の写し	
5	印鑑証明書	・発行日から3か月以内のもの。写し不可。
6	税務署が発行する消費税 及び地方消費税の納税証 明書	・提出日前3か月以内に発行されたもの。写し可。 ・非課税の場合、その旨を記載した理由書を提出すること。
7	直近1か年の市町村民税 及び固定資産税の納税証 明書	・提出日前3か月以内に発行されたもの。写し可。 ・事業開始後1事業年度未満等の理由により納税証明書が提出できない場合又は非課税の場合、その旨を記載した理由書を提出すること。
8	使用印鑑届（様式2）	
9	誓約書（様式3）	
10	企画提案書	・A4版、様式任意 ・作成内容は、「6 企画提案書」参照
11	業務実施体制及び体制図	・A4版1枚で簡潔に記載すること、様式任意
12	見積書（様式4）	・積算内訳を記載すること。 ・消費税及び地方消費税を含むこと。

## 6 企画提案書

企画提案書は、原則として以下の（1）～（4）に沿って作成すること。

### （1）本業務に関する方針

姉妹校交流や渡航にあたっての基本方針

### （2）渡航時の行程

基本的な行程から、アクティビティや宿泊にあたっての方針

### （3）緊急時の対応方法

予期せぬ事態への対応方針

### （4）その他（前3号以外の提案等）

## 7 参加資格審査

参加申請書等の提出資料に基づき審査を行う。また、参加資格審査結果は各応募者へ郵送にて通知する。

## 8 質疑及び回答

別紙仕様書の内容に質問がある場合は、質問書（様式5）を提出することとする。

### （1）提出期限 令和8年2月19日（木）17時まで必着

### （2）提出方法 質問書を電子メールで教育課へ提出すること。（電話不可）

### （3）回答方法 令和8年2月24日（火）までに、参加申請書を提出している事業者全て（辞退事業者を除く。）に電子メールで回答する。

## 9 プロポーザルの選定方法について

本要領、仕様書等に基づき提出された企画提案書等の各種書類について、以下の方法により、玄海町みらい学園姉妹校交流推進事業業務委託プロポーザル審査委員会（以下「委員会」という。）が審査を行う。

### （1）審査方法 プレゼンテーション及びヒアリング

#### ① 企画提案書に沿ってプレゼンテーション（20分）

#### ② 質疑応答（15分）

### （2）実施場所 玄海町役場 大会議室

### （3）実施日時 令和8年3月13日（金）実施予定

※詳細については、後日、プロポーザル参加者に別途通知する。

### （4）審査方法

#### ① 委員会の各委員が審査基準の配点に沿って評価した点数を合計し、最高点を得たものを契約候補者とする。なお、最高得点が同じものが2者以上ある場合は、各委員の採点順

位で順位数の和が最も小さいものを契約候補者とする。

なお、契約候補者と契約に向けた交渉を行ったが、不調に終わった場合や欠格事項に該当した場合は、次点に選定された事業者と交渉する。

- ② 企画提案書提出者が5者以上となった場合には、委員会が企画提案書を書類審査し、上位4者に対して、プレゼンテーション及びヒアリングの参加資格を与える。
- ③ 応募者が1者の場合においても審査を行うものとする。
- ④ 最高点を得た者であっても各委員の採点の平均が60点に満たない場合については、契約候補者とならないものとする。

(5) プrezentationにかかる留意事項

- ① プrezentationを行う者は、原則として本業務の事業責任者又は当該業務に主として携わる者が説明を行うものとする。なお、質疑応答については、それ以外の同席している者も可とする。
- ② プrezentationへの参加人数は、3名以内とする。
- ③ プrezentationの際、追加資料の提示は認めない。
- ④ プrezentationにパソコンを使用する場合は持参すること。なお、プロジェクター及びスクリーンは町が準備する。

(6) 審査基準 (プロポーザルは、以下の審査基準に基づき審査する。)

評価項目	評価事項	配点
会社概要及び実績	<ul style="list-style-type: none"><li>・運営主体としての実績を評価する。</li><li>・同等の業務実績を有しているか。</li></ul>	10点
業務の実施体制	<ul style="list-style-type: none"><li>・業務が円滑に遂行されるよう実施体制が確保されているか。</li><li>・渡航期間中における、トラブルや災害、緊急時の体制が整っているか。</li></ul>	25点
企画提案書の内容	<ul style="list-style-type: none"><li>・姉妹校交流事業の趣旨を十分理解されているか。</li><li>・渡航における行程が十分整理されているか。</li><li>・参加生徒への語学研修等、交流活動を円滑に実施できるような提案があるか。</li></ul>	25点

プレゼンテーション 及びヒアリング	・内容が簡潔かつ明瞭であるか。 ・プレゼンテーションにおいて、計画内容に対する理解のほか、質疑応答にかかる対応を評価する。	15 点
価格点	・見積額に対する評価	15 点
その他	・上記各項目以外の提案に対して評価する。	10 点
合 計		100 点

#### (7) 審査にあたる留意事項

- ① 本プロポーザルにかかる費用については、全て参加者の負担とする。
- ② 提出にかかる書類等については、返却しない。
- ③ 書類の提出後の差し替え、再提出は認めない。なお、町が必要と認めた場合は、追加資料の提出を求める場合がある。
- ④ 提出された書類等は、提案者に無断で提案の審査以外の目的で使用しない。
- ⑤ 電子メール等の不着等の通信事故については、町はいかなる責任も負わない。

#### 10 審査にかかる失格事項

次のいずれかに該当するときは、失格とする。

- ① 見積書の金額が委託上限額を超過している場合（消費税及び地方消費税を含む。）
- ② 提出書類及びプレゼンテーション等に虚偽の記載や説明がある場合
- ③ 本実施要領等で定めた要件、期限、方法等を遵守しない場合
- ④ 審査結果に影響をあたえるような不正行為が発覚した場合
- ⑤ 契約締結の日までに、4に記載の参加資格要件を満たさなくなった場合
- ⑥ 本実施要領に違反する場合

#### 11 審査結果

審査結果については、後日参加者全員に郵送で通知する。

なお、選定結果に対する問い合わせや異議申し立ては、一切受け付けない。

## 1 2 スケジュール

項 目		日 程
1	公告	令和8年2月12日（木）
2	質問書受付期間	令和8年2月12日（木）～2月19日（木）
3	質問書回答期限	令和8年2月24日（火）
4	参加申請書等の提出期限	令和8年2月27日（金）
5	参加資格結果通知	令和8年3月3日（火）
6	企画提案書等の提出期限	令和8年3月10日（火）
7	プロポーザル審査	令和8年3月13日（金）以降
8	審査の結果通知	プロポーザル審査以降速やかに
9	契約締結（予定）	令和8年4月1日（水）

## 1 3 問い合わせ先

玄海町教育委員会 教育課

〒847-1422 佐賀県東松浦郡玄海町大字新田1809番地6

TEL：0955-80-0233 FAX：0955-80-0235

E-mail : kyouiku@town.genkai.lg.jp